

令和 2 年 第 4 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (12月3日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第19号から日程第37 議案第102号まで	4
・ 報告第 19号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・ 議案第 70号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	
・ 議案第 71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	
・ 議案第 72号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定について	
・ 議案第 73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正について	
・ 議案第 74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条	

例の一部改正について

- ・議案第 80号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について
- ・議案第 81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- ・議案第 82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- ・議案第 83号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第13号について
- ・議案第 84号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について
- ・議案第 85号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について
- ・議案第 86号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について
- ・議案第 87号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号について
- ・議案第 88号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 89号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 90号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 91号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 92号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 93号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 94号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 95号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 96号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 97号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 98号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第 99号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第100号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第101号 中泊町農業委員会委員の任命について
- ・議案第102号 中泊町農業委員会委員の任命について

散会の宣告 8

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議の宣告	11
日程第1 一般質問	11
2番 今 博子議員	11
6番 荒関富雄議員	13
5番 塚本悦子議員	25
散会の宣告	32

第 3 号 (12月10日)

議事日程	33
出席議員	34
欠席議員	35
出席説明員	35
職務のため出席した事務局職員	35
開議の宣告	36
日程第1 議案第70号	36
・議案第 70号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	
日程第2 議案第71号	37
・議案第 71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	
日程第3 議案第72号	38
・議案第 72号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定について	
日程第4 議案第73号	39
・議案第 73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正について	
日程第5 議案第74号から日程第7 議案第76号まで	41
・議案第 74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部	

改正について

・議案第 75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
・議案第 76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について	
日程第8 議案第77号	43
・議案第 77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について	
日程第9 議案第78号	44
・議案第 78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
日程第10 議案第79号	45
・議案第 79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	
日程第11 議案第80号	46
・議案第 80号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について	
日程第12 議案第81号	48
・議案第 81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第13 議案第82号	49
・議案第 82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	
日程の追加	51
町長追加提案理由の説明	51
追加日程第1 議案第130号	51
・議案第130号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
日程第14 議案第83号	52
・議案第 83号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第13号について	
日程第15 議案第84号	62
・議案第 84号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について	
日程第16 議案第85号	63
・議案第 85号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号について	

第4回中泊町議会定例会

令和 2年12月 3日（木曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 19号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 5 議案第 70号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 6 議案第 71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 7 議案第 72号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 8 議案第 73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正について
- 9 議案第 74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 10 議案第 75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 12 議案第 77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 13 議案第 78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 14 議案第 79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 15 議案第 80号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について
- 16 議案第 81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 17 議案第 82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正

について

- 1 8 議案第 8 3 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号について
- 1 9 議案第 8 4 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 2 0 議案第 8 5 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 2 1 議案第 8 6 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 2 2 議案第 8 7 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 2 3 議案第 8 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 4 議案第 8 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 5 議案第 9 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 6 議案第 9 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 7 議案第 9 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 8 議案第 9 3 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 9 4 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 0 議案第 9 5 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 1 議案第 9 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 2 議案第 9 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 3 議案第 9 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 4 議案第 9 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 5 議案第 1 0 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 6 議案第 1 0 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 7 議案第 1 0 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 田 中 | 洋 君 | 2 番 | 今 | 博 子 君 |
| 3 番 | 成 田 | 直 人 君 | 4 番 | 秋 元 | 隆 君 |
| 5 番 | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番 | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番 | 秋 田 | 博 君 | 8 番 | 川 山 | 光 則 君 |
| 9 番 | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君 |

1 1 番 野 上 憲 幸 君

1 2 番 野 上 祐 一 君

1 3 番 長 利 司 君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 館 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	葛 西 昭 文 君
総 務 課 長	葛 西 成 芳 君
財 政 課 長	毛 内 康 裕 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
教 育 次 長	成 田 勝 輝 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	柏 崎 裕 司 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 務 課 長	木 村 将 師 君
行 政 情 報 係	

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和2年第4回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、秋田博議員、8番、川山光則議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙、議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月10日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は本日から12月10日までの8日間に決定しました。

◎日程第4 報告第19号から日程第37 議案第102号まで

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第19号 専決処分した事項の報告から日程第37、議案第102号 中泊町農業委員会委員の任命についてまでを一括上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 本日、令和2年第4回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多用中の折にもかかわりませずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をさせていただきました議案等は、条例改正や補正予算など合計34件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第19号は、損害賠償の額の決定についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第70号は、中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における自動車の使用、ポスター及びビラの作成の公費負担について定めるため提案するものであります。

議案第71号は、中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法第26条の3の規定により、高齢者として条例で定める年齢に達した日以降から定年退職日までの期間中、公務の運営に支障がないと認めるときは、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できることから、条例委任事項等所要の規定を整備するため提案するものであります。

議案第72号は、中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてであります。地方公務員法第26条の2の規定により、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、大学、その他の条例で定める教育施設における修学のため必要と認められる期間中、1週間の勤務の一部について勤務しないことを承認できることから、条例委任事項等所要の規定を整備するため提案するものであります。

議案第73号は、中泊町総合計画審議会条例の全部改正についてであります。総合計画の審議等について広く見識を有する者から意見を聴取できるようにするため、条例の全部を改正するものであります。

議案第74号は中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第75号は中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第76号は中泊町職員の給与に

関する条例の一部改正についてであります。期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 77 号は、中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてであります。学校教育法の改正により、条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号は、中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るため、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 79 号は、津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除適用期間を 3 年間延長するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 80 号は、中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてであります。中泊町地域包括支援センターを移転するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 81 号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 82 号は、中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 83 号は、令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 13 号についてであります。補正額は歳入歳出とも 9, 154 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 97 億 2, 804 万 1, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費にふるさと納税返礼品としての報償費及びポータルサイト運営手数料、新型コロナウイルス感染症対策として小泊支所冷房設備設置工事費、民生費に子ども・子育て支援事業費、衛生費に新型コロナウイルス感染症対策として水道事業特別会計補助金、消防費に五所川原地区消防事務組合施設整備事業負担金など、それぞれ所要額を計上いたしております。また、人事異動等に

に伴い、人件費についてそれぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において国庫支出金、県支出金、寄附金及び町債などを計上したほか、財源調整に充てるため財政調整基金繰入金を計上いたしております。

なお、債務負担行為補正につきましては追加分を補正したほか、地方債補正では事業費の追加等に伴い限度額を変更いたしております。

議案第84号は、令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。事業勘定の補正額は歳入歳出とも223万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億2,697万6,000円とするものであります。補正する歳出の主なものは、前年度調整還付金であります。歳入につきましては、歳出の関連において財政調整基金繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は歳入歳出とも74万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億4,634万3,000円とするものであります。補正する歳出の主なものは、人事異動に伴う人件費及び医療従事者等慰労給付金であります。歳入につきましては、歳出の関連において診療収入を調整の上計上したほか、県支出金を追加計上いたしております。

議案第85号は、令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてであります。補正額は歳入歳出とも4,662万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,809万3,000円とするものであります。補正する歳出の主なものは、総務費に地域密着型サービス等提供施設整備事業費を計上するなど、それぞれ所要額を計上いたしております。歳入につきましては、歳出の関連において県支出金等を計上いたしております。

議案第86号は、令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてであります。補正額は歳入歳出とも94万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,417万3,000円とするものであります。補正する歳出の主なものは、税制改正に伴うシステム改修費であります。歳入につきましては、歳出の関連において一般会計繰入金を計上いたしております。

議案第87号は、令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。収益的支出の既決予算額を52万7,000

円減額し、総額 3 億 1, 5 0 0 万 1, 0 0 0 円とするものであります。補正する歳出の主なものは、人事異動に伴う職員人件費を減額しております。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関連で営業収益の基本料金 3 か月分を減額し、一般会計補助金を追加計上しております。

議案第 8 8 号から議案第 1 0 2 号は、中泊町農業委員会委員の任命についてであります。現委員の任期が令和 3 年 3 月 2 7 日で満了となるため、後任委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ、詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 1 0 時 1 3 分

第4回中泊町議会定例会

令和 2年12月 9日（水曜日）

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番	田中	洋	君	2番	今	博	子	君	
3番	成田	直人	君	4番	秋元		隆	君	
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富	雄	君	
7番	秋田		博	君	8番	川山	光	則	君
9番	青山	雅	晴	君	10番	沖崎		勲	君
11番	野上	憲	幸	君	13番	長利		司	君

○欠席議員（1名）

12番 野上 祐一 君

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君				
副	町	長	横	野	彰	吾	君			
教	育	長	米	塚	鈴	子	君			
総	務	課	長	葛	西	成	芳	君		
財	政	課	長	毛	内	康	裕	君		
総	合	戦	略	課	長	三	上	晃	瑠	君
税	務	課	長	太	田	光	平	君		
町	民	課	長	山	中	哲	哉	君		
福	祉	課	長	木	元		剛	君		
環	境	整	備	課	長	藤	本	雅	久	君
農	政	課	長	古	川	幹	人	君		

水産商工観光
課長
小泊支所長
教育次長
総務学務課長
社会教育課長
会計課長
上下水道課長

越野進一君
加藤孝典君
成田勝輝君
藤田康久君
柏崎裕司君
下山貴子君
阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長
総務課係
行政情報

宮越裕子君
木村将師君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

- 議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。
2番、今議員の質問を許可します。
今議員。

（2番 今 博子君登壇）

- 2番（今 博子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、質問させていただきます。

健康づくりは、医療費の節減だけでなく、人々の生活に充実感を与え、また連帯感をもたらすものであり、生きがいをもたらすものであると言われています。この健康づくりには、健康の3原則である食事、睡眠、運動は欠かせないものであるが、その運動では特にけがをしないよう年齢に合わせ、それ相応のことを一生涯続けていくことが求められているものと考えられます。

なかどまり健康づくり宣言が行われ、中泊町の「ど」から始まる「努力します、健康で笑顔あふれるまちづくり」とあります。これは、自ら健康づくりに努め、みんなで一緒に健康づくりの輪を広げましょうと説明されています。このことを踏まえ、せんだってのなかどまり町健康づくりフォーラムにおいて、自分たちの健康を守るため活動している自主運動グループ、Nプロ、そして漁業組合での健康を考えた取組等が紹介されていました。その中で町長は、健康増進のため外部からの先生を招致してやっているのであれば、町としてもそれなりの協力をしていきたいと述べていました。このことについて、町として団体にどのような支援を考えているものなのか、これから新しく団体をつくって活動しようとする方々のためにも、具体的な支援の方向性をお願いします。

- 議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

山中町民課長。

(町民課長 山中哲哉君登壇)

○町民課長(山中哲哉君) 今議員ご質問の、健康増進のため活動を行っている団体の支援についてお答えします。

町では、これまで町民の方々の健康増進のため、第2次中泊町長期総合計画において、「健康でともに支え合うまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、生活習慣予防や介護予防といった予防に重点を置いた健康増進事業を推進しているところでございます。

議員ご承知のとおり、健康増進のための団体といっても、スポーツを主としたものや健康を意識し取り組んでいるものなど、様々な形態で活動しております。

先般町民文化祭で開催した健康づくりフォーラムで発表いただいたNプロ(なかさとプロジェクト)も、平成16年度から1年間青森保健大学の指導の下運動教室を開催し、その後町事業を経て平成22年1月に団体を立ち上げ、現在では年間43回の教室活動をしていると伺っております。しかしながら、長年活動を継続した団体においても、会員数の減少などにより「あと何年できるか」というお声もいただいております。

町としては、こうした健康増進のための団体を支援することも大事ですが、次世代の健康リーダーを育成する取組をさらに広げていくことが町の健康寿命を伸ばすとともに、医療費や介護保険料の抑制にもつながることから、安心して暮らせるまちづくりのためには必要不可欠なものと考えております。

現在活動している団体、またはこれから新しく団体を立ち上げられ活動する団体への支援に当たっては、運営の維持のための補助金、リーダー育成の講師派遣、町の施設を活動拠点としている場合には、使用料の減免等、いろいろな形があると考えております。

今後その方々のお声を聴きながら、どのような支援がその団体に必要なのかを見極め、健康増進のための支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長(長利 司君) 再質問はありますか。

今議員。

○2番(今 博子君) 再質問ではありませんが、つまり支援の基準となるものはないが、それぞれの団体の事情を鑑みて個別に相談に応じてくれ

るということによろしいですね。

今は健康維持の3本柱として、食事、運動、そして交流が挙げられています。その運動と交流を目的とし、健康づくりの輪を広げていこうとする団体には、支援等についての相談には真摯に向き合ってもらえるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長の許可が出ましたので、早速一般質問に入らせていただきます。

今回は、3点ほど質問事項がございまして、第2次長期中泊町総合計画については、これは昨年も質問したのでありますが、その時点ではまだ1期の実施計画がちょうどかぶっておりましたので、あまり納得いくご答弁をいただけなかったもので、再度の質問にはなりますけれども、この重点プロジェクトとしてのソフト事業、中泊ブランド推進地域活動化プロジェクトと中泊メバ活、これは地方創生推進交付金事業を活用して行っている事業と認識しております、その活動状況並びにどこまでそれが結果が出たのか、そこあたりを総括してお願いしたいと思います。

あと、ハード事業では総合福祉健康センターの建設事業、これをPFI、民間資金等の活用事業で行うということになっておりましたが、なかなかそれがうまくいかず、この福祉センターは今やぐらが建っておりますが、いつ頃までにどのような形でできるのか、財政的にまた大変な部分もあるとは思いますが、計画年度の中で終了できるのか。

あとは、中里地区の排水路整備事業についてであります。これは多大な財政的なものがありますので、どうか国のほうでも国土強靱化事業等、まだまだそういう事業の補助があるように伺っておりますので、何とかそのような有効な資金を活用し、排水の整備事業にも着手していただきたいと思っております。

あとは、中泊町の総合運動公園改修事業が入っておりますが、これも前回の説明のときではいろいろ段階を踏みながらいろんな設備は整

備したのでありますが、いまだグラウンドのほうは、この基本計画の中で公認グラウンドということも、その年度内で切れるということがあったのにもかかわらず、五所川原圏域定住自立圏の担当課長会議などでは話し合われ、また首長会議などでの協議等の答弁は前回いただいておりますので、その後の経過等についてお聞きいたします。

あとは、第2番目は教育環境の整備についてであります。人口減少化の中で、いわゆる小泊地区は今小中一貫校の建設に着手しておりますが、中里地区の小学校の統合等についてはどのように教育委員会でお考えなのか、まずそれをお伺いし、再度疑義があれば再質問したいと思います。

あとは、交通安全対策についてであります。これは、庁舎から一般道への出入口についてと、あとは横断歩道の設置なのです。これは、前に同僚の今議員のご提案で、町営住宅児童の通学の安全のための横断歩道は確保されましたが、いまだこの庁舎、パルナス等への前には、横断歩道等は信号機のある交差点にしかなく、なかなか車の通りが今激しくなっておりますので、行政連絡バスをご利用の皆様も、何か向いの店から走ってくるというような感じで、何かしら不便を感じているのではないかと思ひ、なぜこの庁舎の前にはできなかつたのかと。

あとは、庁舎の出入口にある桜の木なのです。庁舎からパルナス側のほうは左に出る場合でも、右から来た車が看板と、桜の木で見えないのです。そして、右側にもう一本あるのですけれども、それは割と右側のほうが見やすいもので、出やすくはなっているようには思うのですけれども、あれを何とかできないかと。

あとは、今この隣、消防庁舎の計画があるわけですがけれども、当然その工事等が始まれば今以上の交通量になると思うのです。そういったときに、あのままの状態にしておきますと非常に見通しが悪いもので、もし移設できるものであれば移設していただきたい。看板もです、桜のそばにある看板。入り口とか書いてあるあの看板も、車に乗っていると非常に見えづらいものですから、そこら辺を改良していただけないかと。

あとは、銀行が建つ予定地の間から、今のもみじ団地から抜けてくる道路、あれを1本つないでおくと、もし前のほうの交通量が非常に激しい場合でも、裏道的と言えはなんですけれども、もう一か所出入

口があったほうが、銀行が用地買収したのでありますから、銀行いつ建つか分かりませんが、これから建つのでしょう。そういったときには、必ず必要になると思うのです。車だけではなく、あそこの歩道部分を1か所割らなければならないですけれども、そういうことも考えているのかどうかを、併せてこの3点についてまずお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 荒関議員からたくさんのご質問を頂戴いたしまして、通告いただいていたのが大きく3つだと思います。今お話のあった中の1番目が計画の関係のソフト、ハードの進捗、2番目が教育環境の整備ということで、小泊は一貫校になるのですけれども、中里地域はどうなのかということ。それから、3番目として役場庁舎回りの交通安全のお話というふうに受け止めをさせていただきました。

1番目の計画の中のハード部門につきましては、副町長より後ほど答弁させますけれども、あと2番目の教育環境につきましては、教育長のほうから答弁させます。3番目の交通安全につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。私のほうからは1番目の計画の中のソフト事業、特にブランド化とかメバ活の関係について、進捗状況をお尋ねでございますので、ここについてご答弁をさせていただきます。

ブランド化、様々な捉え方あるわけではありますが、私が考えているブランド化というのは、例えばシャネルとかエルメスとか、そういうブランド化とは違って、中泊町自体が他の人に対して中泊町のものはいいと、安心して買える、安心して見られる、そういう町のブランドづくりをしていきたいなと思っております。

その中の一つ、町のイメージを高めていくための一つとして様々なことをやらせていただいているわけではありますが、議員お尋ねのメバ活もそうであります。今中泊町といえばメバル、メバルといえば中泊というふうなことで、メバル関連の商品、様々な開発をさせていただいております。最初はメバル膳に始まってメバチン、メバせん、メバージョも今年の3月にはやりました。メバルちゃんこも11月から3月

までの期間限定でやらせていただいております。大分この辺については浸透してきているのかなと思っております。メバル関連の商品を3月までに1つはリニューアル、1つは新規ということで、また開発し、公表していきたいなと思っております。

そのほか養殖ということで様々、これもまた中泊といえどということで、今マツカワガレイの養殖とかもやらせていただいているわけですが、そちらのほうは今地方創生事業の一環として企業からの寄附金を充てながら、企業版ふるさと納税という資金になるわけですが、そちらのほうを充てさせていただきながら、今1年500匹、500匹、500匹とやってきたのですが、ちょっと事情ありまして、議会でも報告させていただいたとおり、今年の夏、高水温のためにマツカワガレイがへい死をしてしまったということで、その原因が分かったわけでありますので、今は匹数を増やして小さいのからまた育て始めております。これがうまくいきましたら、もっと規模を拡大して、中泊町といえどマツカワガレイと、またこういうふうなブランドイメージをつくりながらやっていきたいと思っております。

もう一つは、宮越家でございます。文化の町中泊町ということで、また中泊のイメージを上げていくようなブランド戦略を展開していきたいと。

様々な側面から、冒頭申し上げました中泊町いいのだと、野菜でも観光でも文化でもいいものがいっぱいあるのだというふうなイメージ戦略をこれからも続けていきたいなと思っております。ソフト事業については以上であります。

○議長（長利 司君） 横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 私からは、荒関議員ご質問の中の中泊町総合計画、先ほど町長がソフト事業についてはお答えいたしました。ハード事業、その他の関係についてお答えしたいと思います。

当町では、町政の最上位計画として第2次中泊町長期総合計画が位置づけられております。その前期基本計画が、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間となっております。この前期基本計画に係る目標達成に向けた業績評価、これにつきましては外部審議会への諮問、審議、答申を経て、令和3年、年明けてからですけれども、

2月頃に議員の皆様へ説明することにしております。

次に、第2次中泊町長期総合計画の実施計画1期につきましては、平成29年度から令和元年度までの3年間の期間となっており、議員ご質問の重点事業におけるハード事業につきましては、総合福祉健康センターの建設事業、中里地区排水路整備事業、中泊町総合運動公園の改修事業の3事業を計画として挙げております。

まず、1つ目の中泊町総合福祉健康センター建設事業については、最初に民間資金等活用事業PFIによる実施の検討を進めて、さらには国庫補助金への申請等を行いました。残念ながらいずれも事業内容がなじまないということから活用には至りませんでした。このことから、現在は地方債を財源として活用する計画で進めており、基本構想及び事業認定、建築の基本設計、造成設計などの各種業務委託及び温泉の掘削工事を発注しており、令和4年度末の完成を目指しているところでございます。

なお、当事業につきましては、引き続き国庫補助事業の活用ができないか情報収集してまいりたいと思っております。

次に、2つ目の中里地区排水路整備事業については、平成26年8月の豪雨で宮野沢川が氾濫し農地等に被害をもたらしたことから、その対策として進められているものでございます。令和2年2月18日に開催した議員説明会において、中里地区排水整備事業に係る計画立案業務の検討結果案を説明しているところでございますが、これは大雨の際に雨水を一時的にためる池でございます。この調整池を3か所設置する内容で、概算事業費が11億円余りとかなり高額な金額でございますが、この財源の確保に向けて該当する国庫補助事業等がないか、現在情報収集に努めているところでございます。

次に、3つ目の中泊町運動公園改修事業については、野球場の改修、運動公園器具庫の改修、テニスコートの改修、陸上競技場の改修を計画しております。そのうち野球場の改修については、強風で破損したバックスクリーンの板を撤去する工事を今年度終了しております。その他の箇所の改修については、引き続き検討してまいりたいと思っております。

運動公園器具庫の改修については、令和元年度で屋根の改修工事を行っております。

テニスコートの改修については、平成30年度にフェンスの改修工事を行っており、テニスコート内のクラックについては、コーキング等で応急措置を行っております。なお、大規模な改修については、財政状況を見ながら今後検討してまいりたいと思います。

陸上競技場の改修については、9月の議会定例会において荒関議員のご質問にお答えしたとおり、当町としては来年度五所川原圏域定住自立圏から県知事への重点要望の中で、広域での施設利用を根拠として県による支援を要望することとしております。

以上のように、第2次中泊町長期総合計画実施計画の1期におけるハード事業の部分については、3事業の方向性の確定、そして一部の事業は着手している状況にあります。このことから、評価についてはある程度進捗しているものと考えております。

次に、第2次中泊町長期総合計画の実施計画の2期、これについては令和2年度から令和4年度の計画期間であり、本町が抱える各課題に対し地域資源を強化、活用することにより、町の魅力や活力、付加価値を一層高め、移住、定住の促進、地域の活性化、暮らしの安全、安心といったまち・ひと・しごとの創生につなげていくためのソフト事業を中心とした重点プロジェクトを掲げ、取り組むこととしております。

最後になりますが、第2次中泊町総合計画後期基本計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間で、現在計画を策定中でございます。先ほど説明した業績評価と同様に外部審議会からの答申をいただいた後に、今年度中に議員の皆様には計画案について説明する予定としております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） 荒関議員ご質問の中里地区の小学校の統合についてお答えします。

中里地域の小学校の児童、学級数は、平成元年度は1,090人、53学級でしたが、その後児童数は減少し、平成31年度、令和元年度でございますが、281人、約75%の減、18学級に減少しています。また、住民基本台帳からの推計では、令和10年度には232

人、16学級になると見込んでおります。

学級別では、中里小学校は令和2年度の在籍児童数が137人、令和7年度には136人、武田小学校は令和2年度が78人、令和7年度には60人、薄市小学校は令和2年度が47人、令和7年度には40人と推計しております。

このような中、薄市小学校においては令和2年度から2年、3年が一緒の教室で学習する複式学級に、さらに令和4年度には学級編制基準では複式学級がさらに1学級増えて2学級になり、武田小学校においても令和3年度から2年、3年が複式学級となる予定であります。

小規模校のメリットとしては、児童がお互いをよく理解し合い人間関係が深まりやすい。また、教職員の目が一人一人に行き渡り、きめ細やかな指導ができやすい。教職員間の意思疎通がお互いに図りやすく、相互の連携を図ることができる。そして、施設設備等の使用にゆとりが生まれ、柔軟に対応できやすい等が挙げられます。

デメリットとしては、これはあくまでも一般的に言われていることとして、交友関係が限定されやすく、多様な考え方に触れる機会が少なくなりがちである。教職員の数が少ないため、運動会等の行事や校務分掌の負担が過重になりやすい等が挙げられます。

本町では、これまで児童数の減少や地域の実情に応じた小学校の統廃合を実施し、教育環境の向上と施設規模の適正化に努めてまいりました。平成9年には、旧中里小学校、長泥小学校、若宮小学校、武田小学校協和分校の4校が閉校して、統合中里小学校が開校し、平成14年には尾別小学校、大沢内小学校が閉校し、中里小学校と一緒にとなると、編入となりました。また、平成17年には今泉小学校が閉校し、薄市小学校へ統合となりました。

中里地域の児童数の減少が進む中、次代を担う子供たちがこれからの変化の激しい社会を生きるため、学校教育において確かな学力や豊かな人間性、知・徳・体、確かな学力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育てることが大切であり、義務教育の効果を十分発揮できる環境づくりが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後第2次中泊町長期総合計画に基づき、保護者、地域住民、議員代表、教職員代表等による（仮称）中里地域の子供たちの教育を考える会を設置し、多様な視点から協議を

重ねてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 葛西総務課長。

（総務課長 葛西成芳君登壇）

○総務課長（葛西成芳君） 荒関議員ご質問の交通安全対策についてお答えいたします。

議員ご指摘の現場を確認いたしました。役場本庁舎及びパルナス駐車場から車で町道374号線へ出る2か所の出入口で、確かに道路沿いの樹木や案内看板などが支障となり、十分な安全確認ができない状況にあると思われ。これらの対策としまして、安全確認ができる範囲で支障となっている樹木の伐採か枝の剪定や、パルナス側の看板を移転か撤去する方向で、現場に合った対応をしてまいりたいと考えております。

また、役場本庁舎やパルナス利用者、地域連絡バスの利用者などが横断歩道のない町道を横断するなど、危険な状況となっております。この件に関して、昨年町ではこれらの状況を踏まえ、五所川原警察署へ当該町道の2か所に対して横断歩道設置の要望書を提出しております。1か所は、もみじ団地建設により住民が増加し、それに伴い児童、生徒の通学者も増えており、横断歩道設置の要望があったものです。これに対しては、議員ご存じのとおり、エムス近くのもみじ団地出入口に横断歩道が既に設置されております。

もう一か所は、役場本庁舎、パルナス出入口付近への設置を要望したのですが、横断歩道の設置基準が200メートル以上の間隔を開けることになっており、国道339号の交差点に横断歩道があることから、基準を満たすことができず現状は設置されておられません。

ただ、今後みちのく銀行の移転などで歩行者が増えた場合は、再度検討するとのことでありました。

役場本庁舎、パルナス駐車場の今後の整備につきましては、みちのく銀行の移転や統合消防署の建設を考慮し、駐車場出入口増設の検討や歩行者通行帯の設置など、交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） どうもご答弁ありがとうございます。

1点目の長期総合計画、ソフト事業のほうは、非常に他の地区でもあまり取り入れていないふるさと納税の企業版などを活用しながら、かなり強く前進しているものと思います。

あとは、2月に今後の後期対策なされるようです。そして、議員にみんな説明があるというご答弁でありましたが、何を重点施策とし、また前の町長の答弁の中にも人口減少を前提とした長期計画と、私も確かにそう思うのです。私たちがちょうど青年期でありました頃とは違いまして、非常に社会が人口減少により、少子化により何となく疲弊しているような元気のなさ、そして活力のなさがどんどん続いていたような中で、濱館町長は確かにそれでも中泊のブランド推進、地域活性化、これは今駐車場、夜になるとイルミネーションが非常に輝いておりまして、あれを見ますと、帰ってきたら、何か中泊町も明るいなど、そういうふうな印象も受けてはおるのですが、そういった中でやっぱりこの人口減少を前提にした長期計画、これを後期の中で取り入れていくのかと。

あと、教育環境の整備についても絡んでくるわけなのですけれども、先ほど教育長のほうからるる答弁がありましたが、小規模化のよさ、また小規模校になったときの教育の問題、これも最近文科省のほうからの学習指導要綱、プログラミング教育の取組など、また英語教育とか、小学生にもいろいろ大きな変わった点が出てきておりますので、それが果たして小規模校の中で教員等の確保などができるのか、これは第2回定例会のときに同僚の塚本議員も質問されておりましたが、なかなかそのときは明快な答弁がなされたように思いませんので、その辺も併せて教育長にお伺いいたします。今の学習指導要領にもう取り組んでいるわけですから、その状況等で結構でございますので。学校ではどういう意見があるのかとか、父兄の方々がどう思っているとかでも結構ですので、それについてのご答弁をお願いいたします。

あと、3点目の交通安全対策については、いろいろそれは規定がおりてはありますが、やっぱりあそこには私必要だと思いますので、大変ではありましようが、強く再度もう一回掛け合ってもらって、実現できる方向性で取り組んでいただければと思いますので。

ここの3番目の交通安全対策については答弁要りません。1番目と2番目の問題についてご答弁願います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ありがとうございます。長期計画につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、これ今始まったことではなくて、私県庁で計画担当していたとき、平成15年、その時点で人口増加を見据えた計画づくりはもうやれないということで、当時生活創造推進プランという県の計画ができたのですが、あの中でも暮らしの中で価値観の転換を図っていこうと。今までは、人が増えていくから設備をどんどん、どんどん人口増に合わせたような形でまちづくりをしていこうという計画をつくっておったのですが、これは国の全国総合開発計画の地方版の計画として位置づけられていて、そういうふうな計画をつくっていたわけですが、あの平成15年のときを境に、県でも人口が減っていくという前提で計画づくりをしなければいけないという流れに変わってきております。私どものほうの計画も、今人口増加ということを前提にした計画づくりということにはなっておりません。

ただ、先ほどからお話が出ているハード等について、では全然やらないでいけるのかということ、そうでもないわけでありまして、この町にとって、この町で暮らすことにおいて何が必要で、何が必要でないのか、何を変えなければいけないのか、そういうことをしっかりと考えた計画にしていこうと。

ただ、今申し上げましたそのハードにつきましても、予算の先行き全く見えない中で、いつまでに何をどうやるという計画はなかなかできないので、概念的な、こうあるべきだよというふうな計画になるのかなと思っております。そういう意味では、2月に議員各位のお力もお知恵もお借りしながら計画をまとめていく予定で今進んでおりますので、どうぞ皆様方からご意見を頂戴いただければなと思っております。

学校の問題もまさしくそうなのです。これから子供の数がどんどん、どんどん減っていったって、時代に合わせた教育、先ほどの英語教育でありプログラミング教育なのですが、時代に合わせた教育をやっていく上で、どういう教育環境が地域に求められているのかということをしつかり考えながら、学校の在り方というのも考えていかなければいけないなと町長としては思っております。これは、総合教育会議という町長が所管している会議もございますので、そちらの中でも教育委員

会のほうにはお話をしていきたいなと思っております。

それから、答弁要らないよと言われた交通安全の話であります、一言だけお話しさせてください。今、議員からお話のあったみちのく銀行の中里支店が役場の敷地内に来る、それから隣に消防署ができるということもありまして、大分この役場周辺の状況が変わっていくのだと思います。そうすると、今のままの信号もない状況で本当にいいのかというふうなことになりますので、横断歩道、信号設置、押しボタン設置、そういう形も踏まえながら警察のほうとは相談をしていきたいなと思っております。

役場庁舎を亀山、向こうのほうから派立のほうからこちらに移した時点で、やはり向かいの商業施設に移動するための横断歩道なりなんなりは考えなければいけなかったのではないかなと、今思えば。その反省に立って、せんだってお話しさせていただいたもみじ団地からのエムス側の横断歩道はすぐお願いをしてつくっていただいたのですが、こちらについても様々制約はある中ではあります、警察のほうには強く要望していきたいなと思っております。

あと、教育の関係、教育長さんのほうから何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（長利 司君） 教育長。

○教育長（米塚 鈴子君） 社会の状況、それから町の状況に合わせて当然教育の目的は変わりませんが、環境等を見直しを図る必要性を迫られるところがあるものと考えております。せんだって高校の教育改革推進の会議に出てまいりまして、今後も高校、学級減になるところがやむを得ないと、そういうところが出てくるというような話合いをしてきました。

ただ、荒関議員の小規模校の課題、そして保護者から小規模校なのでこういう困ったことがあるとか、そういう意見があるのかということでしたけれども、先ほどお話ししましたように小規模校は小規模校なりの課題もありますが、一人一人に目が行き届きやすいとか、そういったメリットもあるわけであります。

そしてまた、教員の定数の確保はどうなっているかということですが、教員の人数というのはその学級数等によって定数が決まっています。決まっている中で教員がそれぞれワンチームになって、

校長の学校経営の下、いろいろ不足な部分は教頭が授業に入ったりとか、そういう校内の体制を取っております。

今のところ我が町の比較的人数が少ない規模の学校において、特に生徒指導上課題があるとか、また保護者からそういった意見があるとか、そういうのは特に聞いておりません。それぞれの学校が、校長の人間性豊かな学校経営方針の下、学校と保護者と地域が協働で子供たちの健やかな成長を育てている、そういうふうに私は受け取っています。

ただ、先ほどもお話ししましたように、今後の状況、環境によっては、また見直しを図るところは図って柔軟に対応をしていく必要性もあるものと考えております。

○議長（長利 司君） 再々質問はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 何ら今のところは複式学級が増えていっても、父兄の方々からは何もないというようなご答弁ではありますが、あとは先ほどの1回目の答弁の中で協議会、いわゆる父兄の方々、また周りの地域の環境をよく知っている方々との協議会、これは協議会の設置は現在はないのでしょうか。であればいつ。前にも秋元議員が元年の3回目の定例会のときも、いろいろスクールバス等の流れの中で、教育長から協議会を設置したいというご答弁をいただいておりますので、いつ頃そういうことを、協議会を立ち上げまして、協議したことをまた町長部局とどういう流れの中で協議をしていこうとしているのか、そこを1点だけお聞きいたします。

○議長（長利 司君） 教育長。

○教育長（米塚鈴子君） 先ほど町長のほうからも、今後総合教育会議等を開催するというお話もありましたが、今のところ私としましては小泊小中一貫校、令和4年度4月開校ということで校舎の建設が始まり、令和3年度いっぱいではソフトの、例えば教育課程をどういうふうにしたらいいとか、またPTA組織はどういうふうに組織していったらいいのかという、そういう話合い、コミュニティースクール、学校運営協議会を今年度から開催をして、開校に向けての準備をしております。

新たに中里地域の教育環境については、令和3年度中にはこういっ

た組織を設置したいと考えております。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

食品ロス削減対策についてであります。まず1として、現在SDGsが目指す環境への負荷が少ない生産と消費、廃棄を実施する循環型経済が注目されています。私たちの周りには、多くの食べ物が作られ、店先に並び、レストランではいろいろなメニューがあり、選ぶのに苦労するほどあります。その一方では、まだ食べられるのに大量に捨てられる食べ物、すなわち売れ残り、食べ残しを食品ロスと言っています。

政府は、昨年食品ロス削減推進法を成立させ、それに伴い本年3月、食品ロス削減推進法に関する基本的な方針を閣議決定いたしました。中身は、都道府県、市町村においては食品ロス削減推進計画を策定、地域の特性に応じた取組を推進するよう努めなければならないとあります。

我が国の食品ロスの現状は、総務省の平成28年度によると年間643万トン、1人当たり約1日139グラム、1年間約51キロにもなっています。これら食品ロス目標は、SDGs12の「つくる責任つかう責任」を踏まえ、対2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させると設定しております。この問題に取り組むに当たっての重要なことは、自治体、当事者、そして私たち消費者が食べ物を大事にする、粗末にしない文化を再認識しながら行動を移すことに努めなければならないと思います。

そこで、我が町ではこの食品ロス削減についてどのような取組、啓発を行っているか、現状をお聞かせ願います。

2として、1に関連して我が町では農業、漁業、林業の町であり、SDGsの「つくる責任つかう責任」の地球に優しい食品ロス削減の町として、大々的なスローガンを掲げて宣言してはいかがでしょうか。お考えをお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員のほうから大変重要なご質問を頂戴したと受け止めております。今世界中で課題になっております食品ロス削減のお話であります。総括的なことに関して私のほうからご答弁をさせていただきます、個別の運動等につきまして担当課長よりご答弁をさせていただきたいと思っております。

この食品ロスでございますが、まだ食べられる、まだ使えるのに捨てられてしまうということが今問題になっておりまして、そういう食品のことを食品ロスと呼んでいるわけでございますが、農林水産省の資料によりますと、世界中では食料生産量、つくっているものの3分の1が使われないで捨てられていると、その量は年間13億トンであるというふうに発表されております。

そのうち我が国でございますが、先ほど塚本議員のほうからもお話あったとおり、年間643万トンの食品がロスしているということでありまして。1人当たり51キロ、毎日でいきますと、お茶わん1杯分食料が無駄になって捨てられているということでありまして。

この食品ロスの主な原因、大きく分けて2つあると認識しているわけでありまして、議員からもお話のあったとおり、お店で提供されるはずのものが売れ残って返品されるというもの、飲食店で食べられてしまえばいいのですけれども、食べ残しとなると。それから、作ったはいいいけれども売り物にならない、いわゆる規格外品というものを事業系の食品ロス、これらもまた相当量あるということでありまして。

あともう一つは、それぞれのご家庭のほうで、私もそうであるわけでありまして、料理をついつい多く作り過ぎてしまって、毎日3日も4日も同じものを食べていると飽きるもので、捨ててしまうようなことになれば、やっぱりこの食品ロスというのはなかなか減らないのかなど。

あともう一つは、調理をする際の調理方法、例えば野菜であれば大根とかナスとか、皮をむいたときについつい厚くむいてしまうと。そういうことが家庭での食品ロスにつながっているのだろうなど。この

ことに関して言えば、南極料理人だった方が先日テレビに出ていまして、南極というのは余ったものを捨てられないのだそうです。食べ残したものをまた再利用すると。別な形にしていかに再利用と思わせないで作るか。そういうふうな家庭での調理の工夫というのも大事なのだろうなと思っております。

この活用されないで余ってしまった食べもの、やはり可燃ごみとして処分することになるわけですが、焼くとなると、今問題になっているCO₂が出るわけがあります。これがまた環境負荷、地球温暖化の原因にもなっているということで、これも止めなければいけない。このように食品ロスをそのままにしておきますと、大量の食べものが無駄になるだけではなくて、環境の悪化にもつながりますし、世界では今でも人口が増えているわけがあります。その人口が増えている中で食品が捨てられるということになりますと、食糧危機にもつながっていくということになるわけでありまして、このことには適切に対応していかなければいけないなというふうに考えております。そのためには、議員ご指摘のとおり、社会全体でそういう運動を盛り上げながらやっていかなければいけないのだろうなというふうに認識しているところであります。

世界的には、先ほどもご紹介ありましたように、2030年までの目標として半減させるということでありまして。主に開発途上国で発生している事例と推測されるわけですが、せっかく食べものを作っても技術不足で畑から収穫できない、栽培しても収穫できないとか、流通させている間に腐らせてしまってすぐ捨てなければいけなくなってしまうとか、そういう施設のインフラの部分が整っていないがために、使わないで食品ロスになってしまうということもある国もあるわけでありまして。そういうところもなくしていこうということが、このSDGsの中の目標には組み込まれて取組がスタートしていると承知しているところであります。

令和元年10月1日に施行されました食品ロスの削減の推進に関する法律、我が国の法律であります。多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するための基本的施策として、食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発、食品関連事業者等の取組に対する支援等を定めているというふうに承知してございま

す。

また、県のほうでも生ごみ減量、食品ロス削減の取組のポイントとして、食材は「使いきる」、料理は「食べきる」、生ごみは「水気を切る」と、この3つの「きる」と、宴会等で最初と最後に料理を楽しむ時間をきっちり設けて残さないようにするというPR活動を展開していると承知してございます。

我が町でも、食品ロス削減に係る取組を行っているわけでありまして。中泊町が誕生した翌年の平成18年度には、地球の資源を浪費する大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨て時代から、適量生産、適量消費、最少廃棄の循環型社会へ転換し、限りある地球資源を守り、持続的に発展可能な地域社会の構築に努め、将来に引き継いでいくため中泊町もつたいない町民運動による循環型まちづくり条例というものを制定し、取組を行っているところであります。

そのほか、我が町では中泊町食生活改善推進委員会、食改さんがたくさんおられるわけでありまして、子供から高齢者まで各世代に合った食育活動を進めるというテーマで活動をしておりまして、西北地域のVIC・ウーマンの会奥津軽支部には当町から9人の女性が所属をし、地域資源を生かした直売、加工品販売等、地域活性化の牽引役として活躍をし、食費ロス削減に一定の効果をもたらしているものというふうに理解をしてございます。

このように、世界規模での取組である持続可能な開発目標SDGsがスタートをする前から、我が町でも循環型社会の重要性を認識し、条例を制定し、各団体による活動が積極的に行われてきているところであると認識をしてございます。

今後も食品ロスの削減、つまり無駄を省くということを私自身も自分で調理しているわけでありまして、できるだけ食品の無駄を出さないようやってまいりますし、町民の皆さんにも機会あるごとに呼びかけをし、啓発をしてみたいなと考えてございます。

先ほど申し上げましたとおり、各取組等に関することは担当課長からご答弁をさせていただきます。

○議長（長利 司君） 三上総合戦略課長。

（総合戦略課長 三上晃瑠君登壇）

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議員ご質問の食品ロスの削減対策等に係る当

町での取組等についてお答えいたします。

平成18年12月に、中泊町もったいない町民運動による循環型まちづくり条例を制定し、取組を行っております。この条例は、もったいない町民運動による循環型まちづくりに関する基本的事項を定め、町、町民及び事業者が協働してまちづくりに取り組み、自然豊かで活力ある中泊町を形成し、次の世代へ引き継ぐことを目的としています。

基本理念として、1つ目は健全な自然環境が保全され、町民が楽しく働き、健康で快適な暮らしのできる持続可能な町の実現、2つ目は資源やエネルギーの消費抑制、新エネルギーの利用促進に努めるとともに、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用を促進し、適正な資源循環を確保する町を実現、3つ目は町民一人一人が環境保全を最優先課題と認識し、もったいない町民運動により環境問題の解決に向けて自ら考え、自ら実践していく町を実現することを掲げています。

さらに、限りある資源を有効に活用し、生じた廃棄物も資源として活用するごみのない社会を構築するために取組を進めることとしております。

そこで、町では町民文化祭等を通じて3R、いわゆる無駄なごみの量をできるだけ少なくするリデュース、一度使用したものをゴミにしないで何度でも使用するリユース、使い終わったものをもう一度資源に戻し使用するリサイクルの機運を醸成することで、無駄を省き限りある資源を守り、持続的に発展可能な地域社会の実現を目指しています。

そのほかの地域の取組事例としまして、全国各地で開設されている子ども食堂があります。県内でも開設事例があり、困難を抱える子供たちへの支援を中心に、地域の様々な子供たちと地域住民を対象とした交流拠点を設けての活動が行われていると承知しています。当町でも、食品ロス削減と、必要なところに食品が届くシステム構築も検討してみたいと考えております。

これからも当町の豊かな大地の恵みと海の幸を守り続けるため、環境に優しく安全で安心な循環型社会実現のため、地域全体で取り組んでまいります。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ただいま町長さんと総合戦略課長さんから、るる拝聴いたしました。これからも食品ロス、「つくる責任つかう責任」の中
からいかにごみを少なくし、環境、町をきれいにすることを町民に
いかに周知させるかが大事かと思えます。3Rとかいろんな方法で各集
会では周知させる方向、そういうのはありますが、もっともっと大々
的に宣伝して、PRしていただきたいなと思うのです。

先般地域懇談会、町長と語る会で、内潟公民館のときでございます
が、今泉の住民の方から「道路にごみがたくさん散らばっている」と、
「地元の人なのか、県外の人が捨てたのか、本当に嘆かわしい」と。
また一方では、「西目屋村は観光地となっているので、さすがにごみ
一つない、とてもきれいだ」とおっしゃっていました。本町も、今で
はもはや宮越家のステンドグラスなどで多くの観光客がおいでになっ
ております。他町村よりもいち早く先端に行くような政策、すなわち
食品ロス削減に取り組まなければいけないと思うのであります。

つがる市では、着々と根をつけております。先般つがる市で、元消
費者庁長官、阿南久氏を招いて「消費者フォーラム in つがる」で基
調講演を行っております。その一部で、私のこの手元にあります本、
井出留美著作の「食品ロスをなくしたら1か月5,000円の得!」、
この本を紹介しておりました。また、持続可能な世界のSDGsなど
のフォーラムを行っております。

我が町も後れを取ることなく、もっともっと大々的にスローガンを
掲げて、例えば町内の食品店、ベル店、それからマエダ店とかコンビ
ニ店など、食品を扱っているお店に食品ロス削減に協力をお願いして
はいかがでしょうか。

そして、一般町民にももっともっと浸透させるために、看板やのぼ
りなどを掲げることによって、皆さんにも興味を持ってもらうことが
必要だと思うのです。

以前パルナスのそばにもったいない運動の大きな看板が掲げられ、
皆さんには浸透したものです。今度はメバル、宮越家一般公開、そし
て持続可能な食品ロス削減の3点セットで横断幕や大きな看板を掲げ
ることによって、当町に観光においでになる皆様方、そして住民の皆
さんも、さすが我が中泊町だと思うのではないのでしょうか。

こういうことを踏まえて、町長さんのいま一度のお考えをお聞かせ

願えませんでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今塚本議員のほうからお話のあったこと、本当に大事なことだと思っております。私も以前から、なぜ我が町で、例えば野菜とかでも使われないでロスしてしまうのが多いのかなということもずっと考えて、農政課に一度調べてもらったこともありますが、作るのが楽しくて作っているのだけれども、食べるとなると余す野菜も結構あるというふうに聞いているのです。そういう部分をどうなくしていくのかということも大きなテーマの一つなのだろうなと。そういうことをやった上で、町民の方々にできるだけ無駄を出さない、食費ロスを出さないという啓発をやっていく意味で、今、議員のほうからご指摘のあったようなムーブメントをつくっていく、そういうことが重要なのだろうなと思っております。

今後町でも様々なそういう町民の方に訴えをさせていただく機会というのはあるわけがございますので、例えば来年度の町民文化祭のテーマは食品ロス削減をテーマに掲げてやるとか、そういうことも考えながら、町民挙げての運動になるように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ありがとうございます。答弁は結構でございますが、町長さんはこれまでメバルの帽子をかぶり、全国的にPRし、今度は宮越家のステンドグラスの絵を自らのジャケットの裏に印刷したものを皆さんに裏を見せながら力説して大変頑張っております。この国宝に値するステンドグラスや、メバルと、外見は大変PRとなりました。これからは、それに伴う町民の意識の高さをPRしたらと思うのであります。

以前私はSDGsを一般質問で行いましたら、傍聴人の方々が、私と同じくらいの高齢の女性たちがとても興味を持ち、その後私は婦人会でこのSDGsのことを紹介したところ、地球温暖化のためにだと、それでは小泊の海岸でのぼりを立ててごみ拾いをしようと、とても力んでいたのですが、コロナ禍の中で、また高齢者のために実行はでき

ていませんので、私は行政の方が先頭に立っていただければと思う。そのために役場にSDGs推進室を設けて、二、三人の職員を充てて、行政から盛り上げてほしいと提言したわけであります。傍聴人の人たちは、とてもそれを期待していました。でも、一向に動きが見えないものですので、とてもがっかりしているのをごさいます。

つがる市の方々は、50代、60代の方が頑張っています。でも、中泊町の婦人会は80代とか私と同じくらいの高齢者の方々が何とか心をうずうずさせて待っているのをごさいます。

どうぞ、行政が立ち上がると町民は動きます。町長さんはじめ職員の皆様方の画期的な政策を皆さんは待っております。私も大いに期待をいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時19分

第4回中泊町議会定例会

令和 2年12月10日（木曜日）

○議事日程 第3号

- 1 議案第 70号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 2 議案第 71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 3 議案第 72号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 4 議案第 73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正について
- 5 議案第 74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 議案第 75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 7 議案第 76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第 77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 9 議案第 78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 10 議案第 79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 11 議案第 80号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について
- 12 議案第 81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 13 議案第 82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 14 議案第 83号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第13号について
- 15 議案第 84号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について

- 1 6 議案第 8 5 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について
- 1 7 議案第 8 6 号 令和 2 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 1 8 議案第 8 7 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 2 号について
- 1 9 議案第 8 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 0 議案第 8 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 1 議案第 9 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 2 議案第 9 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 3 議案第 9 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 4 議案第 9 3 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 5 議案第 9 4 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 6 議案第 9 5 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 7 議案第 9 6 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 8 議案第 9 7 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 9 8 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 0 議案第 9 9 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 1 議案第 1 0 0 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 2 議案第 1 0 1 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 3 議案第 1 0 2 号 中泊町農業委員会委員の任命について
- 3 4 請願第 1 号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願
- 3 5 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 1 0 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について

○出席議員（13名）

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| 1 番 | 田 中 | 洋 君 | 2 番 | 今 | 博 子 君 |
| 3 番 | 成 田 | 直 人 君 | 4 番 | 秋 元 | 隆 君 |
| 5 番 | 塚 本 | 悦 子 君 | 6 番 | 荒 関 | 富 雄 君 |
| 7 番 | 秋 田 | 博 君 | 8 番 | 川 山 | 光 則 君 |
| 9 番 | 青 山 | 雅 晴 君 | 1 0 番 | 沖 崎 | 勲 君 |
| 1 1 番 | 野 上 | 憲 幸 君 | 1 2 番 | 野 上 | 祐 一 君 |

13番 長 利 司 君

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代 表 監 査 委 員	葛 西 昭 文 君
総 務 課 長	葛 西 成 芳 君
財 政 課 長	毛 内 康 裕 君
総 合 戦 略 課 長	三 上 晃 瑠 君
税 務 課 長	太 田 光 平 君
町 民 課 長	山 中 哲 哉 君
福 祉 課 長	木 元 剛 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水 産 商 工 観 光 課 長	越 野 進 一 君
小 泊 支 所 長	加 藤 孝 典 君
教 育 次 長	成 田 勝 輝 君
総 務 学 務 課 長	藤 田 康 久 君
社 会 教 育 課 長	柏 崎 裕 司 君
会 計 課 長	下 山 貴 子 君
上 下 水 道 課 長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 越 裕 子 君
総 行 政 務 情 報 課 係	木 村 将 師 君
総 行 政 務 情 報 課 係	佐々木 一 哉 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 議案第 70 号

- 議長（長利 司君） 日程第 1、議案第 70 号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

- 総務課長（葛西成芳君） 議案第 70 号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 3 ページを御覧ください。この条例の制定は、公職選挙法の一部改正に伴い、中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における自動車の使用、ポスター及びビラの作成の公費負担について条例を制定するものです。

4 ページを御覧ください。条例の第 2 条では、公費負担による自動車の使用期間、第 3 条では自動車使用の契約締結、第 4 条では自動車使用の公費負担額及び支払い手続きについて定めるものです。

5 ページを御覧ください。第 1 号では、一般乗用旅客自動車運送事業者、タクシー業などですが、それらの運送契約の場合は 1 日 6 万 4, 500 円を上限に使用した日数の合計額、第 2 号のアでは、一般運送契約以外の契約、レンタカーなどですが、これらの場合、1 日 1 万 5, 800 円を上限に使用した日数の合計額、イでは、自動車の燃料代で、1 日 7, 560 円を上限に使用した日数の合計額、ウでは、自動車の運転手に支払うべき報酬額で、1 日 1 万 2, 500 円を上限に従事した日数の合計額を公費負担するものです。

6 ページを御覧ください。第 6 条からはポスター作成の公費負担について定めたもので、第 8 条では、ポスター 1 枚当たりの作成単価 5

25円6銭にポスター掲示場の数を乗じた金額に31万500円を加え、その金額をポスター掲示場の数で除した金額にポスター作成枚数、掲示場の数ですが、これに乗じた金額を公費負担するものです。

第9条からはビラの作成の公費負担について定めたもので、1枚当たり7円51銭を限度に、公職選挙法で定める枚数、町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚に乗じた金額の範囲内で公費負担するものです。

7ページを御覧ください。下段の附則で、この条例の施行期日は令和3年1月1日からとしております。

以上で、議案第70号 中泊町議会議員及び中泊町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第71号

○議長（長利 司君） 日程第2、議案第71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第71号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 8 ページを御覧ください。この条例の制定は、地方公務員法第 26 条の 3 の規定により、高齢者として条例の定める年齢に達した日以後から定年退職日までの期間中、公務に支障がないと認められる場合は、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できることから、所要の規定を整備するものです。

9 ページを御覧ください。条例の第 2 条で、部分休業の承認等については、1 週間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲で、条例で定める年齢を定年から 5 年を減じた年齢とするものです。

第 3 条では、勤務をしない時間に応じて給与の減額をするものです。

10 ページを御覧ください。本条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で議案第 71 号 中泊町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 72 号

○議長（長利 司君） 日程第 3、議案第 72 号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第 72 号 中泊町職員の修学部分休業に関する

る条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの11ページを御覧ください。この条例の制定は、地方公務員法第26条の2の規定により、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合、大学、その他の条例で定める教育施設に修学のため必要と認められる期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できることから、所要の規定を整備するものです。

12ページを御覧ください。条例の第2条で、修学部分休業の承認等については、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、定める教育施設は学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校など、部分休業の期間は2年とするものです。

第3条では、勤務をしない時間に応じて給与の減額をするものです。

13ページを御覧ください。本条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で議案第72号 中泊町職員の修学部分休業に関する条例の制定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第73号

○議長（長利 司君） 日程第4、議案第73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 議案第73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正についてご説明申し上げます。

議案書つづりの14ページを御覧願います。本条例は、町政の最上位計画である中泊町長期総合計画を策定するに当たり、有識者等で構成される審議会が町長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行うための条例です。

現在、町では令和3年度から令和7年度までの第2次中泊町長期総合計画後期基本計画を策定中であり、今後審議会におきまして幅広いご意見を頂戴するために条例の改正を提案するものであります。

15ページを御覧願います。中頃の第3条第2項に規定されております委員の任命対象に関係行政機関、商工労働団体、産業団体、教育機関、金融機関の役職員等を追加し、区分ごとの人数を削除し、より広く見識を有する方に審議を行っていただけるようにしております。

また、第4条では、審議会会長の職務を代理する者として副会長を置き、それぞれ委員の互選により1人ずつを定めるものとし、第5条では、委員の再任を妨げないことを明記しております。

16ページを御覧願います。最後に、第6条第4項に、会長は必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができるの一文を追加しまして、必要に応じて多面的な審議に対応できる形としております。

以上で、議案第73号 中泊町総合計画審議会条例の全部改正についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第73号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号から日程第7 議案第76号
まで

○議長(長利 司君) 日程第5、議案第74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第7、議案第76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてまでの3議案は、関連がありますので一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長(葛西成芳君) 議案第74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括してご説明申し上げます。

提出議案書つづりの17ページを御覧ください。今回の改正は、青森県人事委員会が行った令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告を受け、給与改正を行うこととした青森県及び県内市町村の動向に鑑み、議会議員、特別職及び職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対象表によりご説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表の1ページを御覧ください。議案第74号の第1条関係では、議員の期末手当を引下げした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き下げ、100分の162.5を100分の157.5に改めるものです。

下段の第2条関係では、令和3年度以降については、6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、100分の157.5

5を100分の160に改めるものです。

お恐れ入りますが、新旧対照表の2ページを御覧ください。議案第75号の第1条関係では、特別職の期末手当を引下げした条文で、現行12月期の支給率を0.05月分引き下げ、100分の125を100分の120に、100分の162.5を100分の157.5に改めるものです。

下段の第2条関係では、令和3年度以降については、6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、100分の120を100分の122.5に、100分の157.5を100分の160に改めるものです。

恐れ入りますが、新旧対照表の3ページを御覧ください。議案第76号の第1条関係では、職員の期末手当を引下げした条文で、現行の12月期の支給率を0.05月分引き下げ、100分の125を100分の120に改めるものです。

下段の第2条関係では、令和3年度以降については、6月期と12月期が均等になるよう0.025月分ずつ配分し、100分の120を100分の122.5に改めるものです。

ただいまご説明いたしました3条例は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用するものです。ただし、第2条規定は令和3年4月1日から施行することといたしております。

以上で議案第74号から議案第76号までの3議案についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第74号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 中泊町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第75号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 中泊町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第76号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号

○議長(長利 司君) 日程第8、議案第77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長(葛西成芳君) 議案第77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの23ページを御覧ください。この条例の改正は、学校教育法の改正に伴い、大学等課程の履修や国際貢献活動のため休

業することを承認する条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の4ページを御覧ください。第2条から、次の5ページの第9条第1項までの文言の修正を行い、同条第2項を削除するものです。

第10条では、6ページを御覧ください、「大学等課程の履修または国際貢献活動のためのもののうち」を削除し、下段で「以後における中泊町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の定めるところにより」に改めるものです。

以上で議案第77号 中泊町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第77号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号

○議長（長利 司君） 日程第9、議案第78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 議案第78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの26ページを御覧ください。この条例の改正は、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適

正化を図るため地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の6ページを御覧ください。第11条及び第13条の条文から「、若しくは地方公務員法第16条第1項に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」の文言を削除するものです。

以上で議案第78号 中泊町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号

○議長（長利 司君） 日程第10、議案第79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 議案第79号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

津軽鉄道株式会社より、当町が構成メンバーとなっております津軽鉄道活性化協議会へ、平成6年度から実施しております固定資産税の

課税免除について、令和５年度まで継続するよう要望があったため、適用期間を３年間延長するものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の７ページを御覧願います。第２条第３項の「平成３２年度」を「令和５年度」に改めました。

なお、この規定の改正は公布の日から施行でございます。

以上で、議案第７９号 津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第７９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第８０号

○議長（長利 司君） 日程第１１、議案第８０号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第８０号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案つづりの３０ページを御覧ください。本改正は、中泊町地域包括支援センターを移転するため、提案するものであります。

次の３１ページを御覧ください。現在保健センター内に設置している地域包括支援センターを体育センターに移転することとし、その位

置を「中泊町大字中里字宝森1番地2」から「中泊町大字中里字宝森70番地1」に改めるものでございます。

なお、この改正は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第80号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今の説明だと、今ある保健センターから、また体育センターのほうに……前は体育センターのほうから保健センターのほうに移動したと思うのですが、なぜそのような処置を取らなければならないのか、ご説明願います。

○議長（長利 司君） 木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 荒関議員のご質問にお答えします。

実は最近になって保健センターのほうで雨漏りが発生しておりまして、11月の雨で事務室のほうにも雨漏りが来たということで、事務に支障が出るということで、また体育センターのほうに移転するというものとしたものでございます。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 施設に不備が出て、事務に支障を来すから移転するという、そこは分かるのですけれども、あそこ、たしか屋根直したのではないか。屋根直してから何年になるっけ、保健センターの。

○議長（長利 司君） 山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 屋根のかけ替え、これは平成22年の年に国の経済対策を用いてやってございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 9年か10年になる。漏れたのであれば、またそこは当然補修するのですか、今後。補修すればまた保健センターのほうに移るとか、保健センターの機能そのものなくしてしまうのか、そこら辺、どこら辺まで詰まっているか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 今保健センターのほうの建物の雨漏りの件で一旦体育センターにまた移動していただくわけなのですが、以前より様々説明

を申し上げておりますとおり、町の公共施設の在り方について、今新しく建設に着手しようとしている総合福祉健康センター、いわゆる温泉つきの施設なのですが、そちらのほうの活用も考えながら、今どういうふうに保健関係、福祉関係の機関を入居していただければいいのか、そこら辺を考えるために一旦体育センターに避難的に、応急避難的に入っていただくことにしたということであります。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第81号

○議長（長利 司君） 日程第12、議案第81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 議案第81号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法施行令の一部改正に伴う低所得者に係る軽減判定所得の改正を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の8ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第23条第1号において、軽減判定所得の改正でございますが、7割軽減の低所得者の判定所得の算出では、基礎控除額を「33万円」から「43万円に、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じ

て得た金額を加算した金額」に改正してございます。

9 ページを御覧願います。下から 13 行目の第 2 号につきましても、低所得者に係る軽減判定所得の改正でございますが、5 割軽減の判定所得の算出についても、同条第 1 号と同様に、基礎控除額を「33 万円」から「43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改正してございます。

10 ページを御覧願います。下から 15 行目の第 3 号につきましても、2 割軽減の判定所得の算出についても、同条第 1 号及び第 2 号と同様に、基礎控除額を「33 万円」から「43 万円に給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改正してございます。

これらの改正は、個人所得課税の見直しに伴い低所得者の国民健康保険税を軽減するため、被保険者均等割額及び世帯平等割額の軽減判定所得を拡大して軽減措置を拡充するものでございます。

提出議案一覧の 33 ページを御覧願います。最後に、附則の第 1 条において、令和 3 年 1 月 1 日から施行と規定してございます。

以上で議案第 81 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 81 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 82 号

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの35ページを御覧願います。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により延滞金を算出する際に用いる割合の名称などが変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の12ページを御覧ください。附則第2条中、上から3行目及び下から4行目、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、4行目、「当該年の前年に」を削り、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、中段、「(以下この項において、「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「当該年」に改めるものであります。

以上、議案第82号 中泊町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第82号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（長利 司君） お諮りします。

本日、町長から議案第103号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第103号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長（長利 司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 追加提案をさせていただきます議案についてご説明申し上げます。

本日追加提案をさせていただきました議案第103号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服すことのできない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、傷病手当を支給する期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

慎重ご審議の上、提案どおり御議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。

◎追加日程第1 議案第103号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第103号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第103号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

追加提出議案書つづりの 1 ページを御覧願います。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服すことのできない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、傷病手当の支給する期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、追加提案条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

新旧対照表の 1 ページを御覧願います。附則中、「1 2 月 3 1 日」を「規則で定める日」に改めるものであります。

なお、規則で定める日については、国の財政支援の延長期間に基づき、令和 3 年 3 月 3 1 日とすることとしております。

以上、議案第 1 0 3 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第 1 0 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 8 3 号

○議長（長利 司君） 日程第 1 4、議案第 8 3 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） 議案第 8 3 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予

算第13号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,154万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億2,804万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたしますが、歳出の各費目の2節及び3節、4節、18節それぞれに人事異動及び事業の完了に伴い合計789万7,000円を減額いたしておりますが、これら人件費についての款を追っての説明は省略させていただきます。

9ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、7節報償費及び11節役務費に、ふるさと納税返礼品費及びインターネットサイト利用料等合計505万2,000円を計上しております。

10ページを御覧願います。第20目特別定額給付金給付費において、事業費の確定により3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金まで合計1,593万4,000円を減額し、第22目緊急対策費、14節工事請負費に、新型コロナウイルス感染症対策として小泊支所冷房設備設置工事費271万7,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第4項選挙費、第2目中泊町長選挙費に、来年4月実施の中泊町長選挙準備費用として、1節報酬から、12ページを御覧願います、15節原材料費まで、合計122万6,000円を計上しております。

第3款民生費、第2項児童福祉費、13ページを御覧願います、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費に、町内広域の児童入所給付費、合計で2,464万6,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費に、高齢者等インフルエンザ予防接種及び定期法定予防接種費用で280万1,000円を計上しております。

第5項上水道整備費、第2目緊急対策費に、新型コロナウイルス感染症対策として6月から8月までの水道料基本料金減免分の補填費用3,269万円を計上しております。

15ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、第1目

常備消防費に、（仮称）統合消防署建設に係る今年度事業費の追加分
2, 378万9, 000円を計上しております。

16ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費、
第4目緊急対策費に、武田小学校・薄市小学校冷房設備設置工事費5
62万3, 000円を計上しております。

18ページを御覧願います。第12款公債費、第1項公債費、第1
目元金、22節償還金、利子及び割引料に長期債元金130万7, 0
00円を計上し、第2目利子、22節償還金、利子及び割引料におい
て、長期債利子313万1, 000円を減額しております。借入れ利
率の見直しなどによるものでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページを御覧
願います。

2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項
国庫負担金、第1目民生費負担金に、子どものための教育・保育給付
交付金及び児童障害福祉給付費負担金、合計2, 521万7, 000
円を計上し、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、1節総務管理
費補助金で、特別定額給付事業の事業費確定に伴い1, 593万7,
000円を減額しております。

8ページを御覧願います。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目
一般寄附金に、ふるさと納税寄附金として800万円を計上しており
ます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、
今回の補正財源として2, 687万3, 000円を追加したほか、第
21款町債、第1項町債、第5目消防債、1節常備消防施設整備事業
債に（仮称）統合消防署に伴う事業費分として4, 200万円を計上
しております。

続きまして、債務負担行為補正及び地方債補正についてご説明いた
します。5ページを御覧願います。

第2表、債務負担行為補正、1、追加については、放課後児童クラ
ブ運営業務及び（仮称）統合消防署庁舎建設について、本年度で契約
の締結を要するものについて追加設定するほか、第3表、地方債補正、
1、変更については、県営五所川原第二地区農地整備事業及び五所川
原地区消防事務組合施設整備事業において、事業の追加によりそれぞ

れ限度額を変更するものであります。

以上、議案第83号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第13号
についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 11ページ、選挙費の欄なのですけれども、ここに委託料、物件等委託料で、ポスターの掲示場設置・撤去費7万6,000円なっているのですけれども、これだけの額で掲示板の設置・撤去を行っているのですか。

○議長（長利 司君） 葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） ただいまの荒関議員のご質問ですが、ここに7万6,000円予算を見ておりますけれども、これはあくまでも今までの通常分、これは令和2年度分ですので、先ほど公費負担の関係とかご説明いたしましたが、これは新年度で予算を見ておりますので、あくまでも今年度の選挙のための準備の費用ということでここに計上しております。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） これは柱立てという意味合いで、選挙は年度が変わってからということで、ちなみに例年であればこれどれぐらいかかっているのですか。

○議長（長利 司君） 葛西総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 今のこの分につきましては、大体例年どおりの額でございます。一応今年度中に準備をしまして、来年度の選挙に向かうという形で準備しております。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうすれば、このポスターの設備費は、掲示場のあれはこれぐらいでできるということですか。

（「できない」の声あり）

○6番（荒関富雄君） 今年の分については柱立てということですし、実際幾らぐらいかかるのかなというのをお聞きしているのですけれども。

○議長（長利 司君） 総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） 説明がちょっと不足しておりました。今まで掲示

場所が94か所ありまして、それで費用として大体17万8,600円ほどかかっておりました。これが今度36か所になりまして、今の7万8,000円ですか、に減額になっております。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 投票所は集約するというのはちょっとあれなのですが、このポスターの掲示箇所、これが94か所あったところが39か所になるような話ですけれども、それ、いつ、どういう形で、選管で決まったのですか。選管のいつの会議で……掲示板設置箇所が少なくなるというのは、今初めて耳に挟んだのですけれども。

（何事か声あり）

○6番（荒関富雄君） 説明の中であったか。

○議長（長利 司君） 総務課長。

○総務課長（葛西成芳君） ただいまの質問ですけれども、一応これは9月の選挙管理委員会で決まったものですけれども、投票所の数がこれから4投票所になると。それに伴い、公職選挙法で、その投票所における選挙の掲示場、これも定めるということで、それで94か所が36か所に……これが1投票所につき9か所ということで公職選挙法で決まっておりますので、これに伴い少なくなっております。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 15ページの商工の関連で質問したいと思います。先頃、今別から中里まで走っているバス、あらま号がやめるということで、新聞等で、今度タクシーさどうのこうのと載ってあったのですけれども、新聞等の中身だけではちょっと理解がすっといきませんので、ひとつ町当局として説明いただきたいと。

また追加で、私、以前の町長時代から、これできてからしょっちゅう話していたのですけれども、あれは公共という捉え方で、我々小泊のほうは回せないのだという答弁でずっと来たのですけれども、今度は予約でタクシーでやるのですから、お客さんがどっちを回しても補助金出るのかどうか、そこまでちょっとお答えいただければと思います。

○議長（長利 司君） 三上総合戦略課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） 川山議員のご質問にお答えします。

奥津軽いまべつ駅二次交通につきましては、平成28年2月に協議会、今別町と奥津軽いまべつ駅、津軽中里駅間のバス運行協議会を設立して、その後スタート、実証運行をしております。当初おおむね5年ということで、5年間の運行状況、利用状況を検証いたしまして、その後また継続するのか、そのニーズに合った形に変えるのかということで進めておりました。1便1人を超えるということで、なかなか利用者が少ないということもございまして、利用者のニーズに合った形としてタクシー、前日の5時までのネット・電話予約ですと新幹線の始発から終電まで対応できるということで、そちらのほうがお客様のニーズに合っているのではないかとということで、タクシーに、これは7月31日に運行協議会の会議を持ちまして、9月30日でバスのほうを運行廃止しますと、11月1日よりタクシーに切り替えますということで決定しておりました。奥津軽いまべつ駅二次交通という視点から、町のホームページ、広報等でご案内しております。

議員のほうから小泊のほうということでございましたけれども、奥津軽いまべつ駅から蟹田、外ヶ浜町、そして津軽中里駅というルートに対しての補助も今検討いただいておりますので、小泊地域のほうに関しましては現在のところ事前予約であってでもちょっと難しいという状況でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 補助も検討しているって、今のところ補助出さないのか。ただ予約したのは、それはそのまま自分のお金で往復するのだと、タクシーには安くしていただくと。それだけで、今までみたいに券とか町のお金は何も出さないというやり方ですか、考え方でいいの。

○議長（長利 司君） 三上課長。

○総合戦略課長（三上晃瑠君） お客様につきましては、通常津軽中里駅から奥津軽いまべつ駅までは1万を超える額になります。大人1人乗車につきましては、乗合タクシーということですので、その利用者がお支払いする金額は2,400円、その差額分につきましては国、県、今別町、当町で負担するというところで協議を進めております。

ただ、国の補助金額につきましてはまだ決定にはなっておりませんので、そこは決定後歳入で入ってくるという形になっております。国

が決定した金額の残りの額に対しまして、その2分の1を青森県、残りの2分の1を今別町と中泊町が負担するという形で、当初バスよりは大分負担額が下がるものと考えております。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） シャベれば何だけれども、国も、町も皆お金出すんだでばな。今別から中里までで何も人乗らないで、おめだち無理やり学生だのば使ってやっと1だべ、1。お客さんのニーズもちょっと考えればいいんでないの。今別で降りるお客さんて、観光で来るってへば小泊だの十三湖回るんだって。何でそこいら辺考えられねんだべな。みんなのお金使ってやるんだべさ。お客さんだけのお金でやるんだらこれしようがねえけども、前からそれシャベって、今まで利用率ねえば考えるって、5年で考えるってつったんじゃねえか。何も考えてねで、また同じくやるっていう考え方おかしくねえ。もう少しさ、同じ中泊で観光さも力入れておきながらや、何もシャベってねんだが、国さ、県さ。お客さんお金出すんであれば、小泊回りてって言えば回させればいいであな。どうもそこらあたり理解せねあねえな、5年もなるんだや。何も、わ、前からシャベってるやつ全然何も聞いてねってすことだでばな、これだば。もう少しさ、みんなの話聞いて、見直しすんだはんで、もう少しいい方法でお客さん利用する方法ねえがって考えるべきだべな。利用者はなして竜飛のほう回んねんだって結構シャベってるんだ、あらま号のときも。もう少し分別あってもいいと思うんだけどもな。いや、おら、町のお金使うんであれば、わ、今度だば反対するよ。今度5年で見直しすってしてるんだはんで。わ一人だかも分がんねけども、もう考えてほしいんだけどもな。これ、今ここにいて課長答えてもどうもなんねべはんで、もう少しその協議会のときさ、こういう話あったってシャベってみて、強く。それお願いしておきたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 川山議員のお怒りはごもっともだと思うのですが、本来この制度が何のためにある制度かということを考えていただきたいのです。これは、町が観光のために単独でやるのだったら、これは別問題です。これ、国の二次交通のフィーダー補助という制度の中に乗っかってやっている話なので、小泊のほうに向かうやつだと最初から

対象にならないのですよ。全く別次元で考えなくてはいけないことだということをご理解いただければありがたいなと思っております。観光で小泊方面、竜飛回るルートであれば町単独でやらないと、国も、県も助けてくれない話なのです。全く別次元の話、ここ切り分けてご理解をいただければありがたいなと。このフィーダー補助というのは、今別に新幹線の駅ができて、それを津軽半島の観光に使うために次の交通である津軽鉄道まで結ぶという二次交通に補助しているのです。そこをご理解いただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） 町長、それは最初から二次交通の意味合いで無理だというのは前から話しして、それは納得してきましたよ。ただ、5年後には見直す、3年で1回見直して、5年後には見直すとしたとき、見直してもまた同じやり方だば、またそういうお客さんなるんでねえかと、だんで国とか県にそういうのをお願いできないのかとすう話を私しているのですよ。できないのか、する気がないのかの違いだと思いますけどもね。

○議長（長利 司君） 町長。

○町長（濱館豊光君） 今ご説明申し上げましたとおり、フィーダー補助というスキームについては、今申し上げたようなことなのです。それで、バスという、要するにお客さん余計乗れるやつだと平均もなかなか取れないということで、ニーズが少ないのであれば少ないニーズに合わせたデマンドのタクシーにしましょうというのが今の見直し、これ町単独でやっているのではなくて、今別と五所川原と中泊と外ヶ浜でやっている話、今五所川原が抜けたのですけれども、その3者で協議して決めている話、もちろん県も入っての話ですよ。国も入っての話です。それで決めているスキームの中でやっている話なので、この話は検討した結果、タクシーに替わりましたということなのです。

観光で小泊のほうに向かうというもの、また別に考えなければいけないわけなのですよ。これ、町で走らせている行政連絡バスとかいろんな地域交通の在り方を別な形で考えていくというのは前からお答えしているとおりなのですが、残念ながらまだ答えが出ていないと。こ

これは、荒関議員のほうからも何回も質問いただいて、地域交通考えてほしいと言われているのですけれども、なかなかそう簡単にいかないというのが、弘南バスの運行も含めて我々考えていると、もう少しお時間を頂戴できればと思っております。もちろん観光に対する人の移動の足につきましては、また別に考えなければいけないなと思っておりますので、何とかひとつご理解をいただければと思います。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 同じページの15ページなのですけれども、ここに緊急対策で五所川原地区消防事務組合緊急対策分と、この緊急対策分の内容はいいのですけれども、すぐ隣の場所に消防署が建つのだということは決まっているのですけれども、その後のどういう流れで、いつ頃工事に着手するとか、消防署の設置についての一連の流れ、この場で説明できる分で結構ですので、当然これ一部事務組合ですので。ただ、多少なり私たちも理解しておかないと、やっぱり町民からも問合せがあるのですよ。消防建つんだっけなと、いつ建つだばというようなお話がちょくちょく聞かれますので、答えられる範囲で結構ですので、流れなどの説明お願いしたいのですけれども。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 統合消防署の件であります。統合消防署の件につきましては、以前から五所川原市、金木地区、金木消防署と我がほうの中里消防署、この統合する場所をどこにして、どういうものを建てるのだということで、議会のほうでも何度かご説明を差し上げているところであります。

その上で、今現時点で、私は一部事務組合のほうの副管理者になっているわけではありますが、会議にも出ていますし、当議会からも消防議員として参画をいただいて議論をいただいております。その中で、今町としてお答えできるところをまずお答えをさせていただきたいなと思っております。

役場隣地であります、以前試験圃場というか、試験農地として使っていた場所が、その建設の場所になるわけであります。一部事務組合のほうからこの土地を消防署用地として貸してほしいということがありまして、町とすれば手続をして貸すことに同意をしております。そ

の上で、建設に関しましては、設計の段取りの手伝いをしてほしいとか、様々組合のほうからお願いされていることに対しては、役場としてできる範囲で協力をさせていただき、今設計が出来上がってほぼ概成しております。

その設計を基に今後の手続について町が聞いておりますのは、2月ぐらいまでには工事の完全なる設計を完成させて、公告、入札手続を経て3月の消防議会では正式な契約を、これは緊防債を使う関係もあって、年度内には契約までこぎ着けなければいけないという縛りがあるようでして、それに合わせて今作業を進めているという段階のようであります。

したがいまして、概略のこの建物の建て方というのは決まりましたので、地域住民に対して一部事務組合として説明会を開催したいと。年明けになると思いますけれども、できるだけ早い時期に、要は入札とかに行く前の段階で地域住民の方に説明をしたいというふうに一組のほうで話しておりました。この程度でよろしかったでしょうか。

それで、建物の完成は、3年度中に完成しなければいけないという緊防債のほうのまた仕切りがありますので、3年度中には完成するものと思っております。

町とすれば、消防署が完成し、隣にもまた金融機関のほうの支店とかもできたときに、では道路の関係、昨日も議論ございましたけれども、道路交通の関係どうなのかということも併せて、入り口どうするかとか、そういう意見は述べさせていただいておりました。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第83号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 8 4 号

○議長（長利 司君） 日程第 1 5、議案第 8 4 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第 8 4 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 2 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 億 2, 6 9 7 万 6, 0 0 0 円とし、診療施設勘定の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 4 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 6 3 4 万 3, 0 0 0 円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定の歳出からご説明いたします。

9 ページを御覧願います。3、歳出、第 9 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 1 目一般被保険者償還金、2 2 節償還金、利子及び割引料に 6 5 万 9, 0 0 0 円を、第 5 目保険給付費等交付金償還金、2 2 節償還金、利子及び割引料に 1 5 7 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、8 ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第 6 款繰入金、第 2 項財政調整基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に 2 2 3 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について歳出からご説明いたします。

1 3 ページを御覧願います。3、歳出、第 1 款総務費、第 1 項医療施設管理費、第 1 目一般管理費に、3 節職員手当等、4 節共済費、1 8 節負担金、補助及び交付金の区市町村職員退職手当組合で人事異動に伴う人件費分として合計 1 0 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、1 0 節需

用費にエアコンの修繕料として6万2,000円、18節負担金、補助及び交付金に医療従事者等慰労給付金の追加として15万円を計上しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費、第2目医薬材料費において、10節需用費と11節役務費の予算組替えを行っております。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。2、歳入、第1款診療収入、第1項医科外来収入、第1目国民健康保険診療報酬収入を97万6,000円減額し、第2項歯科外来収入、第3目後期高齢者医療診療報酬収入に8万5,000円を計上し、第7款県支出金、第1項県補助金、第1目新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として15万円を計上しております。

以上で議案第84号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明いたしました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第84号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第85号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第85号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第85号 令和2年度中泊町介護保険事業特

別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,662万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,809万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

8ページを御覧ください。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金に、施設開設準備経費助成特別対策事業755万1,000円、地域密着型サービス等提供施設整備事業3,360万円を計上いたしております。グループホームの移転改築経費及び備品等の整備経費に対する補助金であります。

9ページを御覧ください。第4款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金に介護給付費準備基金積立金339万4,000円を計上いたしております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。6ページを御覧ください。歳入では、歳出の関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第7目介護保険保険者努力支援交付金281万5,000円を計上し、第5款県支出金、第2項県補助金、第3目施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金755万1,000円を計上し、第4目地域密着型サービス等提供施設準備費補助金3,360万円を計上するなど、所要額を計上いたしております。

以上、議案第85号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第86号

○議長(長利 司君) 日程第17、議案第86号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長(山中哲哉君) 議案第86号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,417万3,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費において、12節委託料に税制改正に伴う保険料軽減見直しシステム改修として94万4,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金に94万4,000円を計上しております。

以上で議案第86号 令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたしました。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第87号

○議長（長利 司君） 日程第18、議案第87号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について、担当課長に説明を求めます。

阿部上下水道課長。

○上下水道課長（阿部 明君） 議案第87号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予定額を52万7,000円減額し、総額3億1,500万1,000円とするものです。

収入支出予算補正の主なものについて、補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

2ページを御覧願います。最初に、支出についてご説明申し上げます。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費に、1節及び2節、5節、28節に人事異動に伴う職員人件費として合計52万7,000円を減額しております。

次に、収入についてご説明申し上げます。第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益、1節料金収入を新型コロナウイルス関連で減免しました基本料金3か月分3,269万円減額し、第2項営業外収益、第2目他会計補助金、1節他会計補助金に、一般会計補助金として3,269万円を計上しております。

以上、令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第2号についてのご説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 87 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 88 号から日程第 33 議案第
102 号まで

○議長（長利 司君） 日程第 19、議案第 88 号 中泊町農業委員会委員の任命についてから日程第 33、議案第 102 号 中泊町農業委員会委員の任命についてまでの 15 議案を、関連がありますので一括議題として説明、質疑を行い、討論、採決については議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

本案について、町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ただいま一括議題となりました議案第 88 号から第 102 号までの中泊町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会の委員の任期が令和 3 年 3 月 27 日で満了となること及び農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、農業委員会の委員に任命するため議会の同意を求めるものであります。

議案書つづりの 52 ページに一覧を掲載いたしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

まず、議案第 88 号は、外崎満幸氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。外崎氏は、昭和 38 年 11 月 5 日生の 57 歳で、認定農業者であるとともに現農業委員でもあり、農業

に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 89 号は、藤田次男氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。藤田氏は、昭和 17 年 3 月 10 日生の 78 歳で、長年にわたり地方自治に携わり、現農業委員でもあり見識も高く、地域住民より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 90 号は、田中満氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。田中氏は、昭和 29 年 3 月 18 日生の 66 歳で、認定農業者であるとともに農業に対する見識も高く、小田川土地改良区より適任者であると推薦されていることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 91 号は、大川勝仁氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。大川氏は、昭和 46 年 1 月 29 日生の 49 歳で、現農業委員でもあり農業に対する見識も高く、農業者以外の選出では適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 92 号は、青山邦栄氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。青山氏は、昭和 23 年 3 月 21 日生の 72 歳で、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 93 号は、小野美恵子氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。小野氏は、昭和 39 年 1 月 4 日生の 56 歳で、現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 94 号は、葛西誠氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。葛西氏は、昭和 32 年 2 月 13 日生の 63 歳で、認定農業者であるとともに現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第 95 号は、神良一氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。神氏は、昭和 26 年 10 月 16 日生の 69 歳で、認定農業者であるとともに現農業委員でもあり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第96号は、松田耕司氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。松田氏は、昭和31年12月8日生の63歳で、認定農業者であるとともに現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第97号は、木村巧氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。木村氏は、昭和42年10月20日生の53歳で、認定農業者であるとともに現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第98号は、松坂龍美氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。松坂氏は、昭和37年1月14日生の58歳で、認定農業者であるとともに現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第99号は、澤田健吾氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。澤田氏は、昭和33年8月30日生の62歳で、認定農業者であるとともに現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第100号は、瓜田益子氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。瓜田氏は、昭和33年2月5日生の62歳で、現農業委員であり、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第101号は、三上孝氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。三上氏は、昭和29年3月8日生の66歳で、認定農業者であり、認定農業者の会の理事もしており、農業に対する見識も高く適任者であることから、議会の同意を求めるものであります。

議案第102号は、坂本朝彦氏を委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。坂本氏は、昭和26年9月13日生の69歳で、認定農業者であるとともに農業に対する見識も高く、十三湖土地改良区より適任者であると推薦されていることから、議会の同

意を求めるものであります。

以上、議案第 88 号から議案第 102 号までの中泊町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第 88 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 88 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 89 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 90 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 90 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 91 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 91 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 92 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 92 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 92 号は同意することに決定しました。

次に、議案第 93 号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 93 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は同意することに決定しました。

次に、議案第94号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は同意することに決定しました。

次に、議案第95号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は同意することに決定しました。

次に、議案第96号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は同意することに決定しました。

次に、議案第97号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は同意することに決定しました。

次に、議案第98号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は同意することに決定しました。

次に、議案第99号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は同意することに決定しました。

次に、議案第100号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は同意することに決定しました。

次に、議案第101号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は同意することに決定しました。

次に、議案第102号 中泊町農業委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は同意することに決定しました。

◎日程第34 請願第1号

○議長（長利 司君） 日程第34、請願第1号 中泊町運動公園陸上競技場の整備を求める請願を議題にします。

お諮りします。請願第1号を総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務文教常任委員会へ閉会中の審査事項として付託の上審査することに決定しました。

◎日程第35 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長(長利 司君) 日程第35、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項として議会運営委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(長利 司君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第4回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時51分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 川 小 光 剛

署名議員 秋 田 博